

令和4年度～令和6年度  
加古川市英語活動支援事業オンライン英会話  
業務委託事業者選定プロポーザル  
募集要領（公募型）

加古川市教育委員会  
教育指導部学校教育課  
（令和3年12月）

## 1 趣旨

加古川市教育委員会（以下「教育委員会」という）では、「子どもたちがグローバル社会において臆せずに活躍できる素地を養う」ため、幼児期から中学校卒業までを通じた段階的かつ総合的な英語教育を目指し、英語活動支援事業として各校園への外国語指導助手（以下「ALT」という）派遣を通して、英語で話す機会の確保に努めてきた。

令和2年度には、第3期かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）の方向性を踏まえ「加古川市学力向上推進プラン」を策定し、その中の重点取組の一つとして「グローバル時代を生き抜く英語力の育成」を掲げた。今後は、GIGAスクール構想によって導入された教育用端末を利用し、聞くこと・話すことに重点を置いた「ICT機器を活用した外国人講師（以下、「講師」という。）による対面式通話ソフトを活用したオンライン英会話」（以下、「オンライン英会話」という。）など、ALTとICTの活用を両輪として実施することで、さらに生徒一人ひとりが英語で話す機会を確保し、より積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、および「使える英語力」の育成を目指す。

これらを踏まえ、加古川市英語活動支援事業オンライン英会話業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 : 令和4年度～令和6年度加古川市英語活動支援事業オンライン英会話業務
- (2) 業務の目的 : 生徒一人一人が英語で話す機会を確保し、個別最適な学習の充実と「使える英語力」の育成を目指すため
- (3) 業務内容 : 「令和4年度～令和6年度加古川市英語活動支援事業オンライン英会話業務委託に係る仕様書」（別紙1）のとおり
- (4) 履行期間 : 契約締結日から令和7年3月31日まで

## 3 施行予定額（予算額）

51,858,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

## 4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

## 5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、令和4年度～令和6年度加古川市英語活動支援事業オンライン英会話業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

## 6 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。
- (3) 市は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「15 日程及び提出書類等」のとおりとする。

## 7 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入札参加資格   | (1)加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第76条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。<br>ただし、入札参加資格者名簿に登載されていない場合でも、プロポーザル参加申込みの際に、本要領中「9 参加申込・資格審査（1）参加申込 ① 関係書類」により入札参加資格要件を満たしていることが確認できた場合は、プロポーザルに参加できる。なお、参加資格を有すると通知を受けた場合は、企画提案書の提出までに契約検査課へ令和4年度の入札参加資格審査申請を行うこと。<br>※申請書類は、プロポーザル参加申込みの際の提出資料の写しを活用することも可とする<br>(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。<br>(3) 市税を滞納していないこと。<br>(4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。 |
| 入札参加停止措置 | プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までにおいて、加古川市指名停止基準（平成6年告示第166号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業 務 実 績       | 令和元年度以降、小・中学校において、1クラス約40名、2クラス同時（学校は異なってもよい）にオンライン英会話の授業を実施した事業実績があり、本市の委託内容を確実に遂行できること。                                                                                                                                                                                    |
| 通信環境の確認       | 本市の中学校において教育委員会が立ち合いのもと、通信負荷テスト（自社が使用するソフトを起動し、実際に海外の事務所と接続するテスト）を実施し、本市が導入している端末40台を用いて、安定した環境下（映像等の遅延が1秒程度に収まること）でオンライン英会話を実施できることを確認すること。なお、テスト実施日については、本市の指示に従うこと。                                                                                                       |
| 経 営 の 安 定 性   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該業務委託の参加表明前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。</li> <li>・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。</li> </ul> <p>ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。</p> |
| 契約の相手方としての適格性 | 加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月16日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。                                                                                                                                                                                                                        |
| そ の 他         | その他公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと                                                                                                                                                                                                                                                    |

## 8 説明会

説明会は開催しない。

## 9 参加申込・資格審査

### (1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」（様式1）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおり学校教育課に提出すること。

なお、加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第76条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載されている場合は、関係書類のうちキ〜ケの書類の提出を省略できる。

#### ① 関係書類

- ア 会社概要票（様式2）
- イ 業務実績調書（様式3）
- ウ 業務実績を証明するもの（契約書及び仕様書の写し等）
- エ 加古川市市税確認承諾書（様式4）  
※課税の有無に関わらず提出
- オ 国税納税証明書（その3の3様式）

※国税納税証明書は令和3年12月1日以降に発行したものに限り。

- カ 会社概要（パンフレットなど任意）
- キ 誓約書（様式5）
- ク 社会保険等加入状況申告書兼誓約書（様式6）
- ケ 履歴事項全部証明書

※履歴事項全部証明書は令和3年12月1日以降に発行したものに限り。

## ② 提出期限、提出方法等

提出期限：令和3年12月23日（木）17時 必着

提出方法：学校教育課窓口へ直接持参か、郵便書留とする。

電子メールでの提出は不可。

提出場所：加古川市役所 新館8階 教育指導部学校教育課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地

※ 提出期限を過ぎた参加表明書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

## (2) 資格審査

市は、受け付けたプロポーザル参加表明書及び通信負荷テスト等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」（様式7）又は「参加資格審査結果通知書」（様式8）により、令和4年1月7日（金）までに参加希望者に通知するものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって学校教育課に説明を求めることができるものとする。

## (3) 参加を辞退する場合

参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（様式9）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日までに学校教育課に提出するものとする。

## 10 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書」（様式10）に質問事項を記載のうえ、令和4年1月13日（木）17時までに、電子メールにより学校教育課宛に送信すること。メールの件名は「加古川市英語活動支援事業オンライン英会話業務プロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。

- (2) 質疑に対する回答は、「質問回答書」(様式 11) により、参加者全員に電子メールで、令和 4 年 1 月 17 日 (月) までに回答する。

## 11 企画提案について

### (1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は 1 者につき 1 件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、③見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

#### ① 企画提案書の提出について

「企画提案書等提出届」(様式 12) に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

#### ② 企画提案書

「令和 4 年度～令和 6 年度加古川市英語活動支援事業オンライン英会話業務企画提案書作成要領」(別紙 2) を参照のうえ、同要領に規定する項目順に作成すること。

#### ③ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を施行予定額の範囲内で作成する(様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと)。金額は消費税等込みの金額を記入すること。

### (2) 提出部数

- ・ 正本 1 部
- ・ 副本 9 部

### (3) 提出の期限、方法及び場所

提出期限：令和 4 年 1 月 31 日 (月) 17 時 必着

提出方法：学校教育課窓口に直接持参か、郵便書留とする。

電子メールでの提出は不可。

提出場所：加古川市役所 新館 8 階 教育指導部学校教育課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

12 プレゼンテーション等による審査

(1) 参加資格審査通過者を対象にプレゼンテーションを実施する。

※ 詳細は、各者に別途連絡する。

日程：令和4年2月15日（火）

場所：加古川市立青少年女性センター 4階大会議室

加古川市加古川町北在家 2718 番地

時間：準備5分、説明20分、質疑15分を予定

ア プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。

イ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクタとスクリーンは市が用意する。

ウ 参加者の出席者は3名以内とする。

エ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

(2) 企画提案書及びプレゼンテーションの採点により契約候補者等を選定する。

ア 契約候補者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）」（様式13）により通知する。

イ 次点者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）」（様式14）により通知する。

ウ 上記ア及びイ以外の者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）」（様式15）により通知する。

(3) 上記(2)の通知は、審査終了後、7日以内に通知する。

(4) 契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって学校教育課に説明を求めることができるものとする。

13 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、「令和4年度～令和6年度加古川市英語活動支援事業オンライン英会話業務採点基準表」（別紙3）により、契約候補者及び次点者を決定する。

## 14 契約締結に向けての協議

### (1) 仕様等の確定について

学校教育課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

### (2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

### (3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

### (4) 契約保証金について

受注者は、当業務の契約締結までに契約金額（3年間総額（税込））の100分の

10の額以上の契約保証金を納付すること。ただし、受注者が契約保証金に代わり担保の提供をした場合、又は発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した

場合においては、契約保証金の納付を免除するものとする。

## 15 日程及び提出書類等

| 事務等の名称            | 日程・締切                         | 提出書類等          |         |
|-------------------|-------------------------------|----------------|---------|
| 参加申込              | 令和3年12月23日（木）<br>17時まで（必着）    | 様式1～様式6、必要書類   | 参加希望者⇒市 |
| 参加資格審査<br>（通信テスト） | 令和3年12月24日（金）<br>（予備日：27日（月）） |                |         |
| 参加資格審査結果の通知       | 令和4年1月7日（金）<br>までに発送          | 様式7又は様式8       | 市⇒参加希望者 |
| 質問締切              | 令和4年1月13日（木）<br>17時まで         | 様式10           | 参加者⇒市   |
| 質問に対する回答          | 令和4年1月17日（月）<br>まで            | 様式11<br>メールで回答 | 市⇒参加者   |



|                         |                           |                      |                |       |
|-------------------------|---------------------------|----------------------|----------------|-------|
| 企画提案書提出                 | 令和4年1月31日(月)<br>17時まで(必着) | 様式12<br>企画提案書<br>見積書 | } 正本1部<br>副本9部 | 参加者⇒市 |
| プレゼンテーション等による審査         | 令和4年2月15日(火)              | —                    |                | —     |
| プレゼンテーション等による審査選定結果等の通知 | 令和4年2月21日(月)<br>12時までに発送  | 様式13～様式15            |                | 市⇒参加者 |
| 契約候補者との協議               | 令和4年2月28日(月)<br>まで        | —                    |                | —     |
| 次点者との協議                 | 令和4年3月7日(月)まで<br>※1       | —                    |                | —     |
| 契約締結日(予定)               | 令和4年3月8日(火)               | (契約書)                |                | —     |
| 業務の履行開始                 | 契約締結日                     | —                    |                | —     |

※1 契約候補者との協議が整った場合は、市は速やかに次点者にその旨および次点者との協議を行わないことを通知する。

## 16 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例に基づき対応する。

## 17 その他

(1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ② 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ④ 募集要領に定める方法以外で市職員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

(2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。

(3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし(個人情報および企画提案書の内容を除く)、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。

(4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。

- (5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

18 問い合わせ先

加古川市役所教育指導部学校教育課 担当：城、記村

電 話：079-427-9354

F A X：079-421-4422

E-mail：gakkou@city.kakogawa.lg.jp

19 施行期間

本要領は、令和3年12月6日から施行し、選定委員会が契約候補者等の選定を終了したことをもって廃止する。

以 上